

予備自衛官等



雇用企業を支える各種制度 



自衛隊石川地方協力本部

石川地本マスコットキャラクター
「としぼう」

企業の皆様方へ

To companies



①お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安んじて召集（教育）訓練に出頭できるようご配慮の程よろしくお願いします。

具体的には・・・

- 予備自衛官等が休暇等で召集（教育）訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

②予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献 我が国の防衛に貢献できる
2. 社会地域への貢献 災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献
3. 企業のイメージアップ 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ
4. 職場の活性化 予備自衛官の存在は、職場の活性化に
5. 人材育成 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる



雇用企業を支える各種制度



3

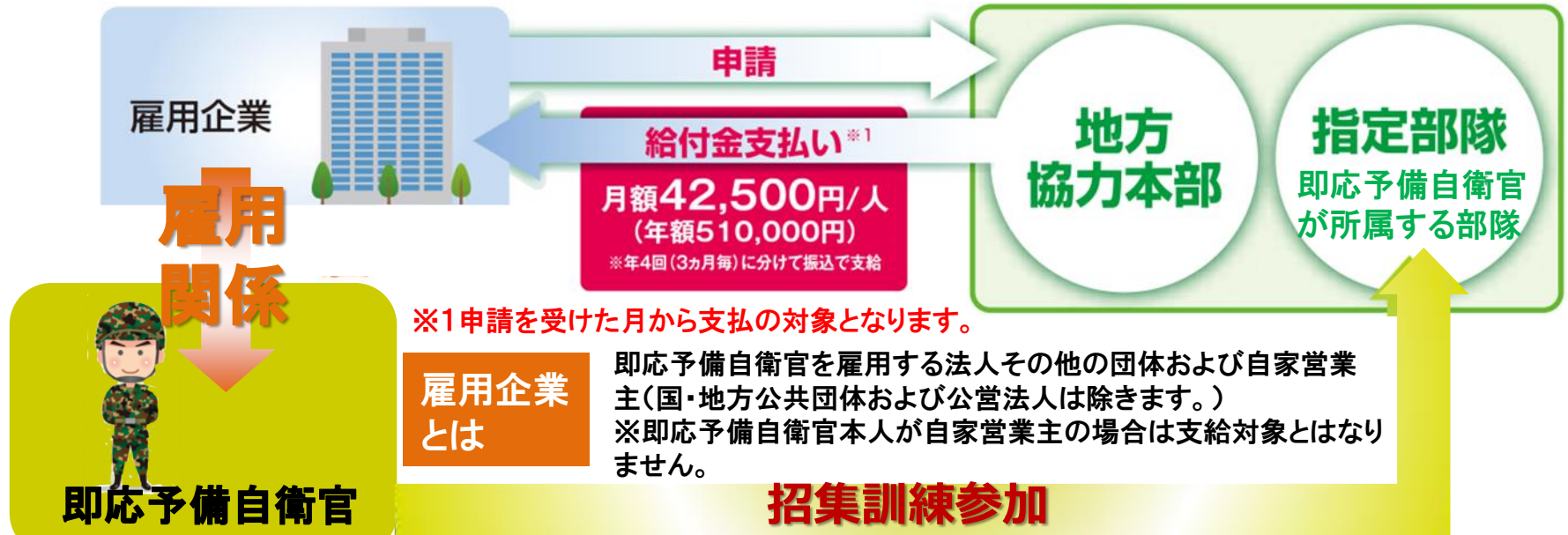
予備自衛官等と雇用企業のよりよい関係構築のために

国の制度がバックアップ



【雇用時の支援】 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために雇用企業（即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主）に給付金が支払われます。



支給要件は？ ※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※2 支払要件を満たさなくなった場合には支給されません。

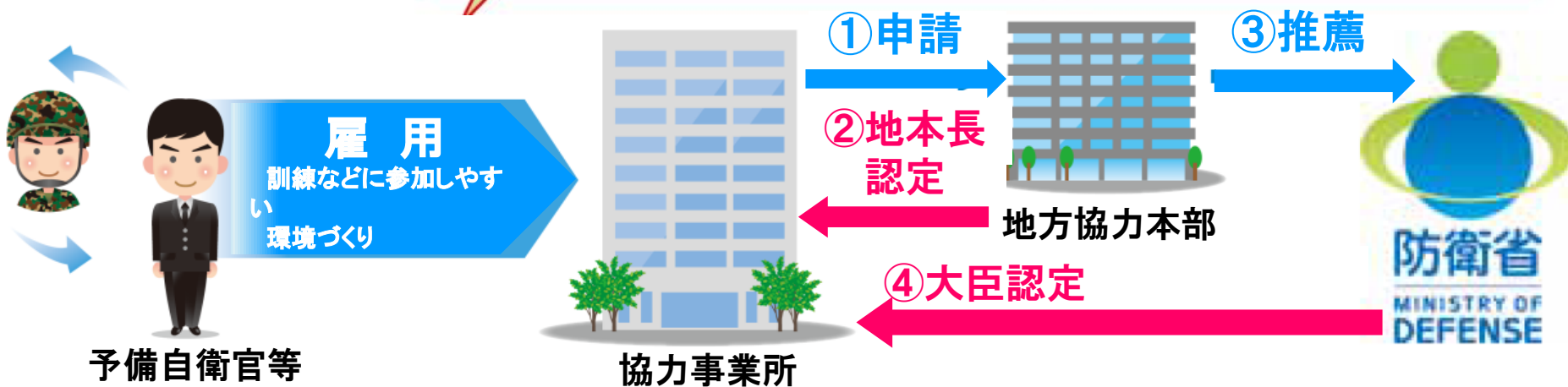
【雇用時の支援】 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

社会貢献による
企業イメージUP

大臣認定証
地本長認定証

防衛省HP
での掲載



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から予備自衛官等の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し地方協力本部長が認定します。

●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について地方協力本部長の推薦により防衛大臣が認定します。

【平常時の支援】雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対しその被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。



②予備自衛官等に
申請の同意の確認

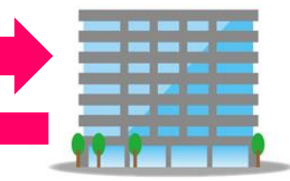
予備自衛官等

①情報提供の申

③情報の提供



使用者(雇用主)



地方協力本部

訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

実運用での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集

提供する主な情報(自衛隊法施行規則第86条の4)

訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、訓練内容、実施場所等

実運用での招集に関して

招集され自衛官となる期間の見通し等

実運用及び訓練招集に関して

招集中に負傷した場合には、負傷の程度や処置状況等

【招集時の支援】雇用企業協力確保給付金①

予備自衛官または即応予備自衛官が防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合
(就業規則における休日は除く)



給付額

予備自衛官等である従業員が平素の勤務先での事業に従事できなかった日数

※就業規則における休日は除く。

日 額
34,000円

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国、地方公共団体及び公共団体は除く。)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象となりません。

【招集時の支援】雇用企業協力確保給付金②

予備自衛官または即応予備自衛官が防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

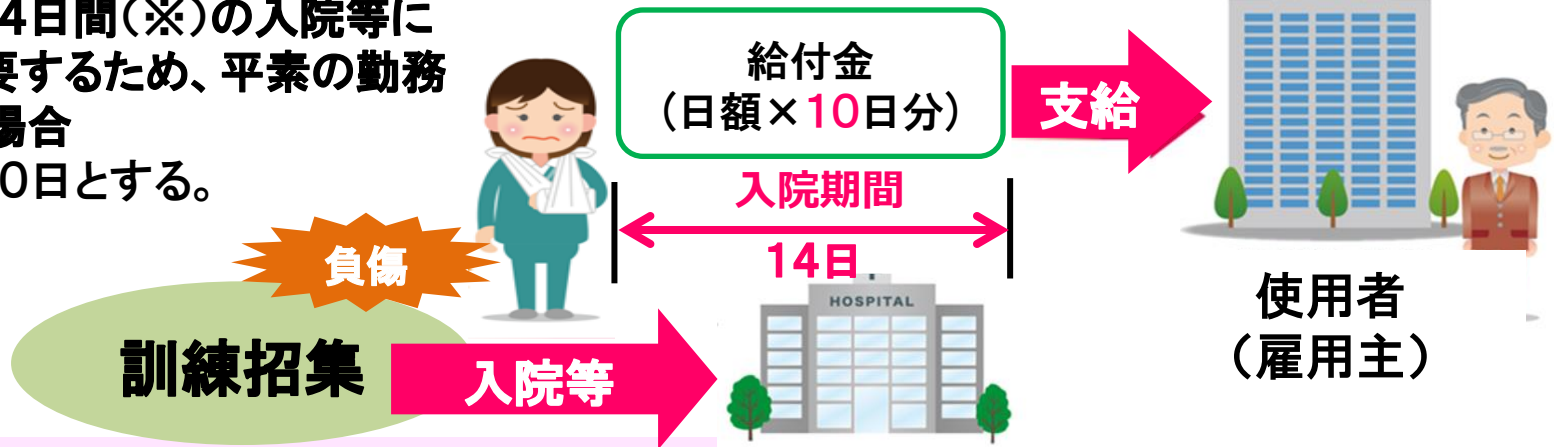
給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

招集中において公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合

(※)上限を90日とする。

就業規則上の休日が土日の場合



給付額

予備自衛官等である従業員が平素の勤務先での事業に従事できなかった日数

※就業規則における休日は除く。

X

日 額
34,000円

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国、地方公共団体及び公共団体は除く。)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象となりません。